

水道事業会計予算

議第 47 号

平成22年度 恵那市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度恵那市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数 10,856件

(2) 年 間 給 水 量 3,603,237m³

(3) 1日平均給水量 9,872m³

(4) 主要な建設改良事業

・第7次拡張事業

笠置町姫栗給水区域拡張

配水管布設 φ50～φ150

1,663m

配水池・ポンプ場電気機械設備

3箇所

造成、配水池築造

一式

・羽白配水池更新事業

実施設計

一式

・恵那大橋水管橋更新事業

配水池築造

一式

・佐々良木配水池増設工事

配水管布設 φ50～φ150

800m

・水道施設整備事業

ポンプ取替

1箇所

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益		851,500千円
第1項 営業収益		819,700千円
第2項 営業外収益		31,800千円

	支	出
第1款 水道事業費用		791,300千円
第1項 営業費用		739,300千円
第2項 営業外費用		48,000千円
第3項 予備費		4,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額275,300千円は、当年度分損益勘定留保資金5,936千円、過年度分損益勘定留保資金250,983千円、消費税資本的収支調整額18,381千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		335,700千円
第1項 企業債		90,800千円
第2項 工事分担金及び負担金		35,741千円
第3項 国庫補助金		109,177千円

第4項 県補助金 6,882千円
 第5項 出資金 93,100千円

支 出

第1款 資本的支出 611,000千円
 第1項 建設改良費 549,500千円
 第2項 企業債償還金 61,500千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
給水装置等整備資金融資にか かる利子補給金	平成22年度から 平成27年度まで	借入総額に対する利子のうち 10万円以内の額

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
未普及地域解消事業	千円 29,900	普通貸借 又 は 証券発行	4.8%以内(ただし、 利率見直し方式で借り 入れる資金について、利 率の見直しを行った後 においては、当該見直し 後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財 政の都合によりその全部又は一部を、繰上償 還又は低利に借り換えることができる。
安全対策事業	千円 60,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 53,722千円

(他会計からの補助金)

第9条 高料金対策のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、27,800千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成22年3月2日 提出

恵那市長 可知 義明